

# 貸与終了後の提出書類一覧

別紙 (養成所 学生用)

## 1 令和6年度修学資金貸与者 (全員)

提出様式	提出期限
借用証書 (様式第4号)	県内養成所の学生・・・学校が指定する日まで〔学校に提出〕 県外養成所の学生・・・令和7年3月7日(金)〔直接郵送で提出〕

## 2 令和6年度卒業 (予定) 者の提出書類 (令和7年度も引き続き在学する方は提出不要)

① 上記1 (借用証書) のほか、次の書類を提出してください。

提出様式	提出期限
(1) 卒業・修了届 (様式第16号)	県内養成所の学生・・・学校が指定する日まで〔学校に提出〕 県外養成所の学生・・・令和7年3月28日(金)〔直接郵送で提出〕
(2) 看護職員修学資金修学生卒業後状況調査票	

② 以下については、該当する区分に応じて提出してください (直接下記4に郵送にて提出)。

区分	提出様式	備考	提出期限	
返還	看護職員免許取得後、直ちに規則に定める免除対象施設等で看護業務に従事しない又は免除対象施設等以外で従事する場合	返還明細書 (様式第7号)	免許取得後、直ちに免除対象施設にて看護業務に従事しない場合は返還  試験に不合格の場合、直ちに返還	令和7年 4月18日(金)
	看護職員国家試験不合格の場合 (准看護師課程は准看護師試験)			
裁量猶予	看護職員免許取得後、直ちに規則で定める免除対象施設等において看護業務に従事する場合	修学資金返還債務裁量猶予申請書 (様式第9号)	貸与を受けた期間以上、又は5年間引き続き従事した場合、返還債務の一部又は全額免除が可能	令和7年 5月23日(金)
		業務開始届 (様式第17号)		
		業務開始証明書		
		看護職員免許証の写し (期日までに提出が間に合わない場合は、登録済証明書の写し)		
当然猶予	他種の看護職員養成施設に進学した場合	修学資金返還債務当然猶予申請書 (様式第8号)	返還債務の履行を猶予	令和7年 5月23日(金)
		進学先の在学証明書		

来年度以降毎年提出が必要↓↓

免除対象病院等で看護業務に従事し、返還猶予を受けている期間中	業務従事届 (様式第20号) 業務従事証明書	従事開始後2年目より提出が必要 (初年度提出不要)	毎年度4月30日まで
--------------------------------	---------------------------	---------------------------	------------

※該当する区分が不明な場合や提出期限に間に合わない場合は、地域医療課までお問い合わせください。

## 3 令和7年度に留年又は休学を予定している方

提出様式	提出期限
修学資金返還債務当然猶予申請書 (様式第8号)	令和7年4月18日(金)
留年者・・・学校が発行する在学証明書	
休学者・・・休学・停学届 (様式第12号)	

※留年中又は休学中は、修学資金の貸与はできません。(修学資金の貸与は正規の修業年限としているため)

## 4 郵送先及びお問い合わせ先

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 静岡県地域医療課 看護師確保班 電話 054-221-2407